

令和7年度ベビーシッター利用支援事業(待機児童支援)利用者補助について

足立区では、ベビーシッター利用支援事業（待機児童支援）を利用する保護者の方を対象に、ベビーシッターが居宅まで通うための交通費及び利用料（該当者のみ）について補助を行います。

1 交通費補助

対象者：利用者全員

補助上限額：児童一人当たり月額 20,000 円（上限）

※ 実際に事業者を支払った交通費の額が補助額になります。

2 利用料補助

対象者：住民税課税世帯かつ、対象のお子さんが第2子以降で0～2歳児の利用者

補助額：1時間当たり 150 円

補助上限額：①保育標準認定の方は、 33,000 円（月上限）

②保育短時間認定の方は、24,000 円（月上限）

なお、3～5歳児クラスまたは、住民税非課税世帯で0～2歳児クラスのお子さんは、上記とは別に保育料が対象となる補助制度があります。詳細については、下記の問い合わせ先までご連絡ください。

3 令和7年度の補助金交付スケジュール

支払回	対象月	申請受付締切日	振込予定時期
第1回	令和7年4月分から6月分まで	令和7年7月15日（火）	令和7年8月末
第2回	令和7年7月分から9月分まで	令和7年10月15日（水）	令和7年11月末
第3回	令和7年10月分から12月分まで	令和8年1月15日（木）	令和8年2月末
第4回	令和8年1月分から3月分まで	令和8年4月15日（水） （最終締切）	令和8年5月末

※ 申請は3か月ごとが原則ですが、年度内であれば対象月以前の分と合わせて提出することが可能です。

※ 令和7年度利用分については、**令和8年4月15日（水）（消印有効）が最終期限**です。

4 提出書類

- （1）交付申請書兼同意書（様式第1号）
- （2）交付請求書兼口座振替依頼書（様式第3号）
- （3）領収書等、交通費・利用料を支払ったことを証明する書類
（ただし、利用日ごとの支払金額の内訳が確認できること）

※ 対象月ごとに必要書類を取りそろえ、受付期間中に足立区役所 幼稚園・地域保育課 認証・認可外保育係に郵送または、窓口（本庁舎中央館3階）にお持ちください。

※ 提出書類については、足立区ホームページからダウンロードできます。

【お問い合わせ・必要書類の提出先】

〒120-8510

足立区中央本町一丁目17番1号 足立区役所 中央館3階

幼稚園・地域保育課 認証・認可外保育係

TEL：03（3880）8013 FAX：03（3880）5703